

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第82回理事会

平成17年9月

寄付行為の一部変更手続き

1. 平成17年8月4日 外務省ア地政から、次の通り寄付行為の変更を指示される。
寄付行為の役員の在任期間及び在任年齢の規定。
報酬は無給年、例外規定を削除する。また退職金は支払わない旨
明記する。
2. 8月8日 ア地政と手続き日程について協議する。
8月19日までに変更案を外務省に提出
9月9日までに理事会、評議員会承認を取り付け、外務省に変更依頼を申
請する。
9月中旬外務省より許可
9月26日までに登録し、HPに反映させる。
3. 8月20日
理事会および評議員会を開催する旨を通知するとともに、書面にて寄付行
為の一部変更の採決をする。
20日発送
3. 9月8日 書面表決集計
理事会 (1) 送付数 13名
(2) 回答者数 9名
1名(大沼理事) 電話にて確認
計 10名
全員 承認する の回答あり
寄付行為第38条の規定により理事の現在数の4分の3
以上の承認を得た

評議員会 (1) 送付数 6名
(2) 回答者数 6名
全員 承認する との回答
寄付行為第38条の規定により承認を得た
4. 9月9日
外務省あて寄付行為の変更許可申請を発送

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-7-6 マニユライフプレイス九段南

TEL: 03-3514-4071 FAX: 03-3514-4072

Home Page: <http://www.awf.or.jp> e-mail: dignity@awf.or.jp

2005 年 8 月 29 日

理事 各位

書面表決による第 82 回理事会の開催について

今般、内閣官房行政改革推進事務局より、平成 14 年 3 月 29 日付「公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ」による「公務員制度改革大綱に基づく措置について」の完全実施に基づき、基金における「寄附行為」の改訂が求められました。これに伴い、当財団の「寄附行為」の改訂について理事会及び評議員会の議決を経て、外務大臣へ改訂認可の申請をする必要があります。

そこで、本来理事会を別途招集すべきところ、基金事務遂行上、早急に変更手続きを要する事情にあるため、ここに書面により審議をいただきたく別紙議案に対し表決をお願い申し上げます。

お手数をおかけし誠に恐縮ですが、9 月 7 日までに事務局にご返送くださいますようお願いいたします。

理事長 村山 富市
専務理事代行 和田 春樹

第 82 回理事会開催

平成 17 年 8 月 29 日

各理事 書面表決

【議題】

寄附行為 一部改訂について

【提案理由】

内閣官庁行政改革推進事務局より、平成 14 年 3 月 29 日付「公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ」による「公務員制度改革大綱に基づく措置について」の完全実施に基づき、基金における「寄附行為」の改訂が求められたため

【議案】

寄附行為第 20 条第 1 項、および、第 22 条第 1 項について、以下のとおり改める。

現行の寄附行為	改正後の寄附行為
(役員の任期) 第 20 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	(役員の任期) 第 20 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げないが、在任は 88 歳までとする。 (2 項以降は変更なし)
(役員の報酬等) 第 22 条 役員は無給とする。ただし、特別な事情がある場合は有給とすることができる。 2 役員には費用を弁償することができる。 3 前 2 項に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。	(役員の報酬等) 第 22 条 役員は無給とする。また、退職金は支払われない。 (2 項以降は変更なし)

【採決】

別紙の書面表決表に記入の上、返送方お願いいたします。

採 決 書

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
寄附行為の一部変更

【議案】

第20条第1項、および、第22条第1項について、以下のとおり改める。

現行寄附行為	改正後の寄附行為
(役員の任期) 第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 (役員の報酬等) 第22条 役員は無給とする。ただし、特別な事情がある場合は有給とすることができる。 2 役員には費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。	(役員の任期) 第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、在任は88歳までとする。 (2項以降は変更なし) (役員の報酬等) 第22条 役員は無給とする。また、退職金は支払われない。 (2項以降は変更なし)

【採決】

- ☐承認する。
☐承認しない。

平成17年 月 日

理事

署名 _____

(印)